

○ヤマザキ動物看護大学間接経費の受入れに関する取扱内規

平成27年3月3日

制定

(目的)

第1条 この内規は、ヤマザキ動物看護大学公的研究費取扱規程第15条第4項の規定に基づき、公的研究費に係る間接経費の受入れに関して必要な事項を定める。

(間接経費の譲渡及び使途)

第2条 研究者が交付を受けた公的研究費については、その間接経費を本学に譲渡し、ヤマザキ動物看護大学（以下「本学」という。）はこれを受入れる。

2 前項の規定により受入れた間接経費は、研究者の研究環境の改善及び研究機関としての本学全体の機能の向上を図ること並びに本学の公的研究費に係る管理体制を整備することを目的として、使用しなければならない。

3 本学は、間接経費を使用するに当たっては、学長の責任の下で、公的研究費の交付を受けた研究の遂行に伴う本学の管理等に必要な経費として、公正かつ適正に、また、計画的かつ効率的に使用する。

4 その他、間接経費については、当該研究費の配分機関が定める使用ルール等の定めによる。

(間接経費の執行方法等)

第3条 間接経費の執行方法は、直接経費に準ずる。ただし、直接経費で執行すべき経費について間接経費を使用することはできない。

第3条の2 間接経費は、間接経費を受け入れた年度内に全額執行するものとする。間接経費の受入が複数年度に亘る場合にも、受け入れた年度ごとに全額執行するものとする。

2 前項の執行にあたり、その使途は研究委員会の議を経て学長が定め、理事長に報告する。

(利子の取扱い)

第4条 研究者は、公的研究費の直接経費に関して生じた利子を、当該公的研究費に係る研究計画の遂行に使用し、又は本学に譲渡しなければならない。

2 本学は、前項の規定による利子の譲渡があったときは、これを受入れ、公的研究費に係る共通の事務遂行に係る経費に使用するものとする。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改正及び廃止は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則（平成27年2月9日教授会承認、平成27年3月3日常務理事会承認）

この内規は、平成27年3月3日から制定施行する。

附 則（平成28年7月6日常務理事会承認）

この内規は、平成28年7月6日から改正施行する。

附 則（平成30年2月28日常務理事会承認）

この内規は、平成30年4月1日から改正施行する。